

「京もの担い手育成事業」企画・運營業務に係る受託事業者募集要領

「京もの担い手育成事業」企画・運營業務について、公募型プロポーザル方式により、業務受託候補者の選定を行うため、次のとおり公募を行う。

1 事業の趣旨

本市においては、伝統産業の振興を図るため、これまで技術継承、商品開発、販路開拓支援など様々な施策を行っており、その成果として、自社製品の開発や海外の販路開拓など、一定の成果を上げる若手の職人が出てきている。

しかし、そのような職人であっても、企業として成長するにあたり必要な広報、営業、販売、雇用といった経営面のノウハウやスキルが不足しているため、事業を軌道に乗せることができていない。

本事業は、伝統産業の未来を担う若手職人が抱える課題を、コーディネーターによる助言の下、学生や社会人のインターンシップ生とともに解決することで、職人がものづくりの技術だけでなく経営能力を身につけると同時に、インターンシップ生が伝統産業の魅力に直に触れる機会をつくり、新たな伝統産業の使い手・伝え手を生み出すことによって、伝統産業を持続可能な産業として発展させることを目的とする。

2 応募資格

応募の資格者は次の要件を満たす者とする（法人であるか否かは問わない）。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていること、又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すること。
- (2) 京都市競争入札参加資格者については、参加申出書を提出した日から選定結果の通知の日までに、京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 次の事項を満たす実績又は能力を有すること。

ア 自社におけるものづくりの実施、又はものづくり企業にコンサルティングを実施するなど、ものづくりについて十分な知識を有していること。

イ 自社または他社に対して、営業や雇用に係る経営能力の向上に資する取組を実施していること。

ウ 自社におけるインターンシップ生の受入れ、または、インターンシップ生を活用したプログラムを実施した経験があること。

エ 本市及び他の自治体や、他の公的機関からの受託実績や大学等との連携実績を有していること。

3 業務の概要

- (1) 事業のコーディネート
- (2) 職人が抱える課題の洗い出し、課題解決に向けたプロジェクトの提案
- (3) 職人及びインターンシップ生との連携によるプロジェクトの実施及び実施に係る助言、実施結果の分析

4 募集期間

令和3年3月18日（木）から令和3年3月31日（水）午後5時まで

5 契約条件

- (1) 契約期間
契約締結日から令和4年3月31日（木）まで
- (2) 委託内容
仕様書に定める。
- (3) 委託金額の上限
2,800千円（消費税及び地方消費税込み）
※ 本件に係る令和3年度予算が成立しないときは、契約しないものとする。この場合において、当該業務の準備行為等に係る費用がすでに発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。また京都市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、同様とする。
- (4) その他
 - ア 企画提案の内容に基づく見積額は、著しい物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。
 - イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
 - ウ 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
 - エ 本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。
 - オ 仕様書に定めのない事項については都度協議すること。

6 応募手続等

(1) 書類の提出及び部数

本プロポーザルに参加しようとする者は、仕様書を熟読のうえ、以下の書類を提出すること。

- | | |
|---|----|
| ア プロポーザル参加表明書（様式1） | 1部 |
| イ 企画提案書（任意様式） | 7部 |
| 企画内容に関しては、仕様書及び「7（2）審査基準」を参考に作成するものとする。 | |
| ウ 会社概要（会社案内等） | 7部 |
| エ 「2応募資格（7）」に係る実績が分かるもの | 7部 |

オ 見積書（任意様式） 1部

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、以下の書類を各1部ずつ提出すること。

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）
- ・印鑑証明書
- ・納税証明書（国税及び京都市税）
- ・水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所、事務所等がある場合のみ）
上記は、申込日前3箇月以内に発行されたもの（原本）
- ・誓約書（様式2）

(2) 提出期限

令和3年3月31日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法及び提出場所

「6（5）担当部局（提出先）」へ持参又は郵送すること。

(4) 募集要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問対象者

本要領等に対して質問できる者は、上記「2 応募資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

令和3年3月23日（火）午後5時（必着）

ウ 質問方法

任意様式で、FAX又はメールにより「6（5）担当部局（提出先）」まで提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、軽微な質問についてはこの限りではない。

なお、FAXの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

エ 回答方法

質疑に対する回答は、令和3年3月26日（金）までに原則、クリエイティブ産業振興室のホームページに公開することによって行う。

(5) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室 担当：島村，齊藤

電話：075-222-3337

FAX：075-222-3331

E-mail:densan@city.kyoto.lg.jp

(6) 注意事項

ア 参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる場合がある。

- ・提出内容に虚偽の記載があると認められる場合

- ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- イ すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。
- エ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。

7 提案の審査・選定等

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づいて、選定委員会による書類審査を行い選定する。

第1順位の提案を行ったものを受託候補者として選定する。

なお、企画提案書提出後、別途提案内容についてプレゼンテーションを行っていたことがある。詳細については、応募者に対し別途通知する。

(2) 審査基準

ア 企画内容について

- ・提案内容が仕様書に基づいており、職人が抱える課題の解決やインターンシップ生の成長が期待できるものであるか。
- ・事業の趣旨を達成するための、ノウハウや経験を活かした効果的な追加提案があるか。

イ 経費について

- ・見積書の額及び経費内訳が妥当か。

ウ 実績について

- ・本市及び他の自治体や、他の公的機関での業務受託実績があるか。
- ・「2応募資格(7)」に記載する事項の実績や能力を有しているか。

エ 事業実施体制について

- ・事業を円滑にかつより効果的に進めるための実施体制が整っているかどうか。

(3) 決定及び通知

選定委員会の審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定し、審査結果は、文書により各応募者に通知する。

また、受託候補者の選定後、選定の結果、選定した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を、京都市情報館「入札・公募型プロポーザル情報」産業観光局ページ上に公開する。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積額の範囲内で協議のうえ契約する。

契約内容については別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」に基づくものとするが、協議のうえ契約内容を変更することがある。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と契約するものとする。

8 今後のスケジュール(予定)

令和3年3月18日(木)	公募開始
3月23日(火)	質問の受付期限(午後5時必着)
3月26日(金)	質問への回答日
3月31日(水)	書類の提出期限(午後5時必着)
4月初め	プレゼンテーション(※必要に応じて実施する場合のみ)
4月上旬	委託事業者決定
4月上旬～4月中旬	職人向け説明会